

安全設備の搭載義務化の方向性(案)

～法定無線設備～

| 番号 | ご意見等 | 国土交通省の考え |
|----|---|--|
| 1 | <p>地域によっては漁協における漁業無線(海岸局)が廃止されたり、遊漁船に関する連絡手段として漁協が認めないなどの実態がある。</p> | <p>万が一の際に備え、陸上施設との確実な連絡手段を確保するため、業務用無線設備の搭載が必要と考えます。漁業無線は法定無線設備の対象の一つであるため、漁業無線が陸上施設との確実な連絡手段とならない場合には、例えば衛星携帯電話を法定無線設備として搭載頂くことが可能です。</p> |
| 2 | <p>小型船安全協会が所有する海岸局がカバーしているエリアや、陸上側の無線局の配置状況はどのようになっているのか。</p> | <p>日本マリン無線協会のHPにて、小型船安全協会が設置しているものを含む海岸局の設置場所を確認することができます。</p> <p>また、通信範囲については、それぞれの海岸局にお問合せ頂くことで確認することが可能です。</p> |
| 3 | <p>平水区域を超える海域であっても、通信会社のサービスエリア内であれば、携帯電話を法定無線設備として認めるべきではないか。</p> | <p>平水区域を越えて航行する船舶に携帯電話を認めた場合、以下のリスクが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害発生時等に通信が制限される可能性がある。 ②機関停止等航行不能の状態に陥り沖合に流された場合に通信が困難になる恐れがある。 ③エリアマップ内であっても一時的に電波を受信できない海域がある。 <p>このため、安全性の向上の観点から、通信の不確実な携帯電話については、平水区域を越えて航行する船舶の法定無線設備から除外することとしております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 国土交通省の考え |
|----|--|---|
| 4 | 400MHz帯の無線設備は法定無線設備として認められるのか。 | <p>総務省に確認したところ、以下の回答を得ています。</p> <p>400MHz帯の船舶局の無線設備は、免許人所属の海岸局に加入する船舶であって常に通信が繋がるのであれば法定無線設備として使用することが可能。</p> <p>一方、1つの例示として、関東小型船安全協会の海岸局(神奈川県横浜市金沢区に設置)が設置する357MHzの無線設備は旧スプリアス規格のものであり、当該設備は、経過措置によって、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限りまだ施設できるが、可能であれば新スプリアス規格の移行をお願いしたい。</p> |
| 5 | 法定無線設備の要件である「常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる」について、「常に」の解釈はどのようになっているのか。 | <p>「常に」とは、対象船舶が運航中の間を指します。</p> |

知床遊覧船事故での課題及び対策(法定無線設備)

運輸安全委員会に指摘された課題

- 本船と本件会社事務所との間に有効な通信手段がなかったため、本船船長が、航行中に本件会社の人員から情報提供や助言等の支援を受けることができなかったことによるものと考えられる。(最終報告書(令和5年9月7日))

対策の方向性

- 外洋を航行する船舶に適切な法定無線設備の設置を義務付け、陸上施設との確実な連絡手段を確保する。
 - 法定無線設備から携帯電話を除外する。(平水区域を除く。※)
 - 外洋を航行する船舶に対し、法定無線設備の搭載を求める。

※平水区域を航行する船舶の取り扱い

平水区域において航行する船舶については、以下の理由により、航行区域がサービスエリア内であることを条件に、引き続き携帯電話を認めることとする。

- ✓ 漂流した場合でも平水区域(サービスエリア)から逸脱する可能性が低い。
- ✓ 一時的に不通となった場合でも、多少の移動で通信可能となる可能性が高い。
- ✓ 携帯電話が不通であっても、信号紅炎(発煙筒)で近くの船舶や陸上に連絡可能。
- ✓ 平穏な水域であり、他船や陸上からの迅速な救助の期待度が高い。

一般旅客船への適用(法定無線設備)

一般旅客船への適用

- 海上運送法上の許可船には適用済み。許可船以外の一般旅客船に対し、令和6年4月以降に適用。

対象船舶

- 以下のいずれかに該当する船舶

- ① 法定無線設備として携帯電話を積み付けている、限定沿海を航行する一般旅客船(旅客定員13人以上)
- ② 法定無線設備の積み付け義務のない一般旅客船(旅客定員12人以下)

| 旅客数 航行区域 | ① 一般旅客船 (旅客定員13人以上) | | | ② 一般旅客船 (旅客定員12人以下) | | |
|------------------|---------------------------------|-----|------|---------------------|-----|-------------|
| | 5トン | 12m | 20トン | 5トン | 12m | 20トン |
| 湖川港内 (琵琶湖を除く) | - | | | - | | |
| 平水 (上記を除く) | 業務用無線、衛星電話又は携帯電話* | | | 業務用無線、衛星電話又は携帯電話* | | |
| 2時間限定沿海 | 【許可船】業務用無線、衛星電話又は 携帯電話 | | | 業務用無線又は衛星電話 | | |
| | 【許可船以外】業務用無線、衛星電話又は 携帯電話 | | | | | |
| 沿岸5マイル | 業務用無線又は衛星電話 | | / | 業務用無線又は衛星電話 | | / |
| 全沿海 | 業務用無線又は衛星電話 | | | 業務用無線又は衛星電話 | | 業務用無線又は衛星電話 |

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る。

 : 対象船舶 (R4.10.28公布の告示で措置済み)
 : 対象船舶

適用日

- ① 一般旅客船(旅客定員13人以上):
 - 許可船 令和4年11月1日(措置済)
 - 許可船以外 令和6年4月1日*
- ② 一般旅客船(旅客定員12人以下): 令和7年4月1日*

※ 現存船は適用日以降の最初の**定期的検査**までの**経過措置あり**

対象設備

6ページ参照

遊漁船への適用案(法定無線設備)

遊漁船への適用案

- 船舶と陸上施設との間で通信手段を確保することは、一般旅客船か遊漁船かに関わらず、安全の航行のために必要であり、法定無線設備の設置は有効である。
- 遊漁船の業務実態により、法定無線設備の設置を要しない条件を定めることは適当ではない。



遊漁船にも一般旅客船と同様に、航行区域に応じ、法定無線設備搭載の義務を適用する。
適用日については、別途検討する。

<参考> 遊漁船業の実態

- 漁船と兼用している遊漁船は漁業無線を既に搭載しているケースが多い。

(注) 漁業無線(いわゆる27MHz又は40MHz帯で運用する船舶局の無線電話)は、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる場合、法定無線設備として使用することが可能である。なお、上記に関して法定無線設備として使用するにあたり、電波法に基づく無線局免許の手続きが必要。

(参考)法定無線設備の例

VHF無線電話



出典:古野電気株式会社HP

MF無線電話



出典:古野電気株式会社HP

N-STAR電話



出典:株式会社NTTドコモHP

インマルサット衛星電話



出典:古野電気株式会社HP

衛星携帯電話



出典:KDDI株式会社HP







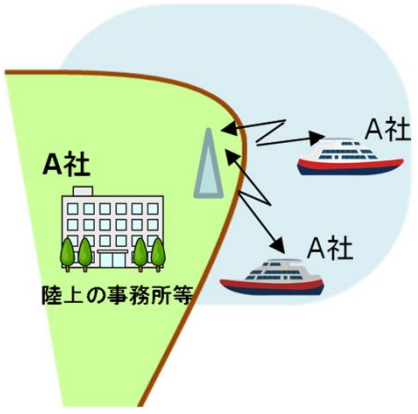
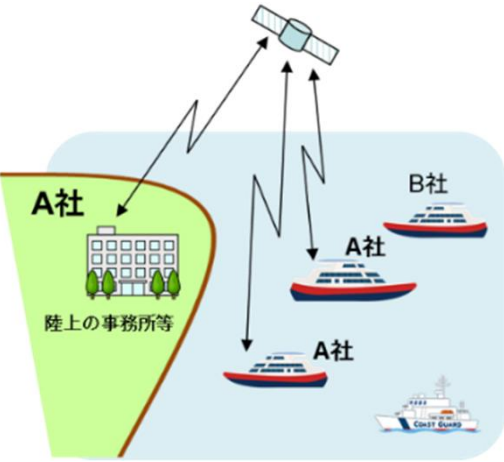
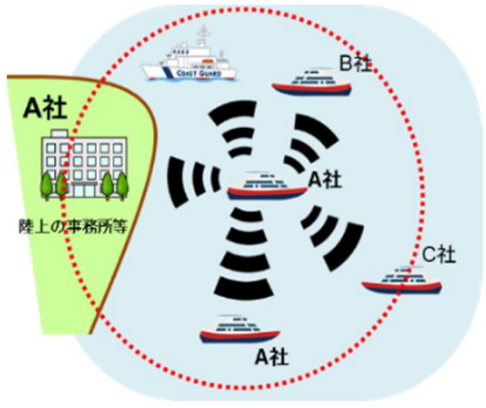
携帯電話



◆ 携帯電話を法定の無線設備から除外(携帯電話のサービスエリア内の平水を除く。)

※ただし、携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用することを妨げるものではない。

(参考)通信設備の通信イメージ

| | 携帯電話 | 衛星電話 | 業務用無線電話 |
|----------------|--|--|---|
| 通信設備の例 |  | 衛星携帯電話  インマルサット衛星電話  N-STAR電話  | VHF無線電話  MF無線電話  |
| 通信のイメージ |  |  |  |
| 送信出力 | 0.2W程度 | 2W程度 | 5W以上 |
| 沖合に流された際の通信の可否 | × | ○ | ○ |